

社会福祉法人 恩賜財団 東京都同胞援護会

短期入所生活介護 ニューフジホーム 重要事項説明書

＜ 令和7年4月1日 現在 ＞

1 当施設が提供サービスについての相談窓口

連絡先	042-544-5291(通常は9時～17時)
担当者	生活相談員

2 特別養護老人ホーム ニューフジホームの概要

(1) 提供できるサービスの種類

施設名称	社会福祉法人 恩賜財団 東京都同胞援護会 特別養護老人ホーム ニューフジホーム
所在地	東京都昭島市中神町1260番地
介護保険指定番号	指定介護老人福祉施設 (東京都1374000162号)

(2) 同施設の職員体制

職種	人員数	職種	人員数
園長	1名	介護職員	法令に定める常勤換算方法により、看護師との総数で利用者3名またはその端数を増すごとに1名以上
事務職員	必要数		
生活相談員	常勤1名以上		
看護師	2名以上(うち1名以上常勤)		
医師	1名以上		
管理栄養士	1名以上	機能訓練指導員	1名以上
調理員(委託)	必要数	介護支援専門員	1名以上

(3) ニューフジホームの概要

定員	100名 +(4名短期入所用)	静養室	1室
居室 4人部屋	23室+(1室短期入所用)	医務室	1室
2人部屋	4室	食堂	2か所
浴室	一般浴槽と特殊浴槽があります。	機能訓練室	1室
		作業療法室	1室
		和室	1室

※ 4人部屋(1室34.50㎡)、2人部屋(1室17.90㎡)

※ トイレは部屋と部屋の間にあります。

3 サービス内容

(1) 食事

個別の栄養ケア計画に基づいた食事を提供します(普通食・キザミ食・極キザミ食・ミキサー食・補食・治療食)

(2) 入浴

体調等を考慮しながら、週に2回以上の入浴または清拭を行います。

(3) 介護

- ① 個別の施設サービス計画に基づいて、介護サービスを提供します。
- ② 心身の状況等に応じて、プライバシーを尊重しながら(食事・入浴・排泄・移動・身だしなみ等)必要な援助をおこないます。

(4) 個別機能訓練

- ① 日常生活機能維持、向上を目指したリハビリテーションを提供します。
- ② 体調を考慮しながら、(理学療法・作業療法・音楽活動等)個別訓練やグループ訓練をおこないます。
- ③ レクリエーションや趣味活動を通して余暇の充実を図ります。

(5) 生活相談

随時、生活相談員が生活上の要望や希望を伺い相談援助を行います。

(6) 健康管理

利用者が健康に過ごすため、利用者の日々の健康管理をおこなうと共に健康衛生の向上に努めます。

(7) 生活支援

- ① 利用者が日々の生活を快適に安心して過ごせるような生活支援をおこないます。
- ② 喫茶店・売店・理美容サービス等の生活環境支援。
- ③ 行事・クラブ活動等の余暇活動支援。

4 介護保険が定める法定料金(サービス単位が10.66円となります)【1日概算】

(1) 基本サービス(令和6年4月1日～)

要介護区分		単位数	費用	自己負担分 【1割負担】	自己負担分 【2割負担】	自己負担分 【3割負担】
予防	要支援1	451	4,807円	481円	952円	1,443円
	要支援2	561	5,980円	598円	1,196円	1,794円
介護	要介護1	603	6,427円	643円	1,286円	1,929円
	要介護2	672	7,163円	717円	1,433円	2,149円
	要介護3	745	7,941円	795円	1,589円	2,383円
	要介護4	815	8,687円	869円	1,738円	2,607円
	要介護5	884	9,423円	943円	1,885円	2,827円

(2) 加算料金

法令に基づく介護報酬額に準じます。自己負担額は算定する加算等により変動する場合があります。

(3) その他の所定料金

① 食費・居住費

食費[朝食]	500円	居住費 (多床室)	915円/日
[昼食]	700円		
[夕食]	650円		

食費・居住費については「介護保険負担限度額申請」により所得に応じ以下の軽減制度を利用できます。
申請は現在の住所地の区市町村窓口で行ないます。

所得段階	食 費	居 住 費 (多床室)
第1段階	300円	0円
第2段階	600円	430円
第3段階①	1000円	430円
第3段階②	1,300円	430円
その他(第4段階)	1,850円	915円

② その他

日用品費用(選択)

内容	金額	備考
1. 個人用ティッシュペーパー	実費	1箱
2. 個人用歯ブラシ	実費	1本
3. 個人用義歯ブラシ	実費	1本
4. 個人用舌ブラシ	実費	1本
5. 義歯洗浄剤・義歯ケース	実費	1ケース

※ご希望のある方に対して提供させていただいております。

個人電化製品使用料(選択)

電気代	60円	1日
-----	-----	----

※TV レンタル使用料も含まれます。

個別サービス利用料(選択)

内容	金額	備考
1. 特別な食事費用(お楽しみ食)	1300円	1食
2. 特別な食事費用(おせち料理)	1300円	1日
3. 理美容代	実費	
4. 喫茶代	実費	
5. 嗜好品代	実費	
6. 材料代	実費	
7. 予防接種費用	実費	
8. その他外部サービス費用	実費	

(4) キャンセル料

キャンセル料はかかりませんので、利用ができなくなった場合は、早急にご連絡ください。

(5) 利用中の中止

① 利用途中にサービスを中止して退所された場合、退所日までの日数を基に計算いたします。

② 以下の場合に、利用途中でもサービスを中止する場合がありますのでご了承ください。

- ・利用者が利用途中での退所を希望された場合。
- ・入所日の健康チェックの結果、体調が悪い等利用に耐えられない場合。
- ・利用中に体調が悪い等継続して利用が困難になった場合。
- ・他の利用者の生命または健康に重大な影響をあたえる行為があった場合。

5 利用料のご請求・お支払方法について

- (1) 毎月、15日までに前月分の請求をいたしますので、その月の末日までにお支払いください。お支払いいただきますと、領収証を発行します。

お支払い方法

・お支払い方法は、窓口でのお支払い、施設口座への振込、マルチバンク口座振替の3通りです。

① 窓口でのお支払い

お釣りのないようご用意いただき、1階事務所窓口にてお支払いください。領収書を発行いたします。

(毎月の最終ご利用日帰宅時にお支払い頂く事もできます。)

② 施設口座への振込

遠方のご家族など窓口でお支払いできない場合はご利用ください。手数料はご家族負担となります。

③ マルチバンク振サービスを利用したご利用料の口座振替

ご希望の預金口座より毎月27日にご利用料を口座振替いたします。手数料はご家族負担となります。

6 サービスの利用方法

(1) 利用当日

- ・介護保険証、健康保険証、診察カード、薬の説明書を必ずご用意ください。
- ・緊急対応連絡票に変更がある場合は直ちにご連絡ください。
- ・『ショートステイ利用時の持ち物について』を参考に衣類等をご用意ください。

7 当施設のサービスの特徴等

(1) 運営の方針

① 基本理念

- ・個人の尊厳をまもり、利用者の意向を十分に尊重いたします。
- ・利用者の心身の健全と、一人ひとりに応じた自立を支援いたします。
- ・地域の皆さんと一緒に福祉の街づくりに努めます。

② 基本方針

- ・利用者の立場に立ってサービスを考えます。
- ・利用者のため質の高いサービスを提供します。
- ・笑顔と挨拶と礼儀を大切にします。
- ・透明で開かれた施設を目指します。
- ・健全な施設経営を目指します。

③ 虐待の防止及びハラスメント対策、身体拘束等の適正化の推進

当施設は、利用者の人権擁護、虐待、ハラスメントの防止等の観点から次の措置を講じます。

(ア) 虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修を実施するほか、担当者を決めるなど必要な体制の整備を行っていきます。

(イ) 虐待等を早期に発見できるよう、必要な措置(虐待等に対する相談体制、市町村の通報窓口の周知等)をとり、虐待が発生した場合には速やかに区市町村の窓口に通報致します。

(ウ) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならず、緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合にあっては、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

(エ) 適切な介護のサービスの提供を確保する観点から、職場における性的な言動や優越的な関係を背景とした言動等によるハラスメントの他、利用者やその家族等から受けるセクシャルハラスメントにより、職員の就業環境が害されることを防止する為の対策を講じます。

④事業継続の取り組み

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する短期入所生活介護の継続的な提供や、非常時の体制で早期の業務再開を図るための「業務継続計画」を策定、全職員に対して周知するとともに、当該計画に従い必要な措置を講じます。また、必要な研修及び訓練を定期的を実施するとともに、定期的に業務継続計画の見直しや、必要に応じて当該計画の変更を行います。

感染症予防及びまん延防止のための措置として、以下の対策を講じます。

- (ア) 感染症予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を、概ね3ヶ月に1回以上開催します。
- (イ) 当施設における感染症予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- (ウ) 感染症や災害が発生した場合には、職員が連携し取り組むことから、必要な研修及び訓練の実施にあたっては、全ての職員が参加できるようにします。

(2) ホームでの生活について

① ご相談

ホームでの生活についてご不明な点がございましたら、職員にお知らせくださいますようお願いいたします。

- ・日常生活・介護に関するお悩み (担当介護職員など)
- ・その他生活全般のお悩み・金銭に関すること (生活相談員など)
- ・医療・健康面に関すること (主治医・嘱託医・看護師など)
- ・施設の設備・運営面に関すること (施設長・副施設長など)
- ・その他職員以外への相談 (オンブズパーソンなど)

② 食事

- ・朝食 7:20～ 昼食 12:00～ 夕食 18:00～ です。
- ・お食事場所は各1・2階の食堂になりますが、体調等を考慮して居室配膳を行なう場合もございます。
- ・利用者同士でお食事やおやつやりとりはご遠慮ください。
- ・お茶やお湯は給茶機をご利用ください。または職員へお申し付けください。
- ・おやつは原則介護員室でお預かりしています。ご家族からの差し入れの際は介護員へお声掛けください。誤嚥などへの配慮の為にご了承ください。

③ 買い物・売店

- ・売店は月に1回(第1木曜日)に1階ホールで行います。それ以外で必要なものがございましたら、職員へお申し出ください。
- ・病院以外への買い物につきましては原則ご家族もしくは外部ヘルパーの付き添いでお願いいたします。

④ 入浴

- ・入浴は1週間に2回です。
- ・体調不良時には全身清拭を行います。

⑤ 洗濯

- ・洗濯物はホームで行います。各自衣類には名前をつけてください。
- ・高価な衣類等は外部クリーニングをご利用ください。

(3) 施設利用にあたっての留意事項

① 面会

- ・面会時間は感染症等の発生状況により変更する場合がございます。なお、早朝や夜間等の時間帯はご遠慮ください。
- ・居室での長時間のご面会は他の利用者様のご迷惑となる場合がありますので、ロビー等をお願いいたします。

- ・面会時のお食事・おやつなどの差し入れの場合は職員へお知らせください。誤嚥事故の原因となります。
- ・感染症まん延予防のため面会を一時的に制限する場合がありますのでご協力ください。

② 外出

- ・ご家族等の面会者が付き添って、外出や散歩をされることはご自由です。必ず職員に声を掛けてください。

③ 飲酒、喫煙

- ・喫煙コーナーがありますのでご利用ください。医師からの指導がない限り、特に規制は設けておりません。職員がお預かりして飲酒や喫煙をしていただくこともできます。

④ 設備、器具の利用

- ・テレビはロビーにもありますが、居室のテレビもご利用になれます。また、ポータブルトイレや移動介助バー等を必要に応じて設置いたします。

⑤ 金銭・貴重品の管理

- ・紛失の際の責任は負いかねますので、高額な金品や貴重品のお持込みはご遠慮ください。

⑥ 医療機関への受診について

- ・体調不良などで受診を必要とする場合は原則ご家族でお付き添い願います。付き添いができない場合は外部のヘルパー（有料）をご利用いただく場合があります。定期的な通院等のご予定がある場合には事前にお知らせください。

※同一敷地内にある医療保険適用病床（昭島病院）からの入退院当日は介護保険適用外のため、実費負担となりますのでご了承ください。

⑦ 個人情報保護について・写真・名前の掲載について

- ・ニューフジホームでは、地域に開かれた施設を目指しており、近隣のボランティアの方々小中学校の職場体験及び介護福祉士等の実習生の受入れを活発に行なっています。ボランティアや実習生には個人情報保護の同意書を取り交わし受け入れますので、ご理解くださいますようお願いいたします。また、「園だより」やインターネット上のホームページにおいて行事風景のスナップを掲載する場合があります。写真掲載について支障のある場合は相談員までお知らせください。

8 緊急時の対応方法

ご利用者に容体の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡いたします。なお、協力医療機関での対応が困難な場合には近隣の救急病院等への搬送もあります。

緊 急 連 絡 先			
氏名	続柄	住所	電話番号
		〒	(自宅)
			(携帯)
		〒	(自宅)
			(携帯)
		〒	(自宅)
			(携帯)

※ 協力医療機関 昭島病院
〒196-0022 東京都昭島市中神町1260
電話042-546-3111

9 非常災害対策

(1) 防災時の対応

消防計画にもとづいて適切な対応をおこないます。

(2) 防災設備

非常通報装置、防火戸、防火シャッター、スプリンクラー、自家発電装置、消火器、屋内消火栓等を設置しています。

(3) 防災訓練

毎月1回定期的な防災訓練を実施しています。

(4) 防火責任者

施設長 浅見 友博

10 サービス内容に関する相談・苦情

(1) 当施設ご利用者相談・苦情担当

担当者 生活相談員 電話 042-544-5291

(2) その他

当施設以外に、区市町村の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

昭島市役所 保健福祉部 介護福祉課 電話042-544-5111

東京都国民健康保険団体連合会 電話 03-6238-0177(直通)

福祉サービス運営適正化委員会 電話03-5283-7020

11 当法人の概要

名称・法人種別

社会福祉法人 恩賜財団 東京都同胞援護会

代表者役職・氏名

理事長 飯山 幸雄

本部所在地・電話番号

東京都新宿区原町3丁目8番地

TEL 03-3341-7161~4

FAX 03-3341-7165

12 高齢者支援系グループ施設

(1) 高齢者福祉施設関係

① 軽費老人ホーム

サンホーム(A型)

② 特別養護老人ホーム

フジホーム、ニューフジホーム、原町ホーム

ゆたか苑、ひかり苑

③ 救護施設

昭島荘

(2) 短期入所生活介護

フジホーム、ニューフジホーム、原町ホーム

ゆたか苑、ひかり苑

(3) 認知症対応型共同生活介護

グループホームかえで、原町グループホーム

(4) 通所介護

フジ・デイサービスセンター

(5) 認知症対応型通所介護

東大和市ふれあいデイセンターひかり苑

(6) 地域包括支援センター

新宿区榎町高齢者総合相談センター、

昭島市中部地域包括支援センターあいぼく

(7) 居宅介護支援事業所

フジホーム、原町ホーム、ゆたか苑

個人情報に関する同意書

東京都昭島市中神町1260番地
社会福祉法人恩賜財団東京都同胞援護会
特別養護老人ホーム ニューフジホーム
施設長 浅見 友博 殿

退所支援及び入院援助等におけるサービス提供について、必要がある時はサービス提供事業者及び担当者等に対して、私及び私の家族の個人情報を提供することに同意します。

令和 年 月 日

利用者 〈住 所〉

〈氏 名〉

代理人 〈住 所〉

〈氏 名〉

